

令和4年度第2回聖籠町男女共同参画計画策定委員会
議事録（要旨）

日時：令和4年11月24日（木）

午後1時30分から3時30分まで

会場：聖籠町役場大会議室

議題1 現行計画の検証について、2次期計画で取り組むべきテーマについて 説明

○副委員長 DVの相談体制について、あえて推進委員を担当課の第一窓口にするという意図は何か。というのも、保健福祉課、教育未来課、町民課など推進員ではなく、直接相談を扱っている担当の方がいる。そこでのネットワークや連携がやはり、重要だと思うのだがいかがか。

●事務局 意図として、DV相談に対する業務を保健師一人で抱え込んでいるという現状がある。また、現在も保健福祉課、教育未来課、町民課等との連携体制はある。しかし、保健師が全て連絡・日程調整等行い、各担当課へ引き渡しまで行っているという実情があることから、保健師からチームで対応がしたいという話があった次第。

なぜこのような形をとったかという、現状のままであると、スクールソーシャルワーカーや、国民健康保険等、直接相談に係る職員のみ危機意識をもってDV相談業務にあたっている状況であるが、男女共同参画推進員は全ての所属から成り立っており、かつ、男女共同参画を推進していかなければならない立場の職員であることから、推進員を一段階噛ませることにより、全庁的な意識醸成の向上を図っている。

町としてチームで対応していかなければならないという意識をもつていただきたいという考えからこのような案を出させていただいた。

○副委員長 やって見ない事には何とも言えないが、効果として意識の向上が図れるならば良いと思う。

ただ、推進員が相談に係る担当者でない場合、問題意識を持ちづらいことが考えられるため一工夫必要だろう。

●事務局 当然、各課連携という形をとることが前提だが、プライバシーの問題もあるため、できる限り専門の課で対応していきたいと思う。

そのため、全課集まって相談を共有するということはプライバシーの観点からはよろしくないと考えるため、十分注意して対応にあたりたい。

○委員長 防災訓練で女性の参画促進が難しいということであるが、次期計画で

は、女性視点での避難所運営マニュアルを作成していただけるという認識で良いか。

●事務局 問題ない。現在、まちなか防災訓練で女性の参加者増を目指す取り組みをしている所であるが、実態として参加者を増やすことのみを目標に掲げており、女性の意見を反映する環境が整っていない状況がある。

そのため、女性視点を導入した避難所運営マニュアルを整備した後、各集落区長にマニュアルを展開することで、実際に集落で女性意見を反映した避難所運営等が必要ということを知った後に、まちなか防災訓練に反映していただき、その後に女性からアンケートを取るなどで意見を吸い上げる形が一番効果を得られるのではないかと考えている。

このことから、次期計画では、まちなか防災訓練に女性参加者数を増やすだけでなく、マニュアルを整備する事から始めていきたいと考えている。

○委員 まちなか防災訓練への女性の参加促進のところで、資料によると、アンケートをとる流れとなっているが意見が出てきていないと記載があるが、今の話を聞く限り、意見をとるところまでいっていないのではないか。これはどういった形で意見を吸い上げていたのか。

●事務局 現在、まちなか防災訓練実施後に各集落区長から報告書という形でご意見をいただいている。その中にアンケート欄を設けていると防災担当から伺っている。しかし、設けてあるだけで、実際に意見が出ていないことから、反映されていないという現状があることからこのような記載をさせていただいた。

○委員 それでは、アンケートをとっていないことと同じである。女性からきちんとアンケートをとる形でないこの文章に違和感がある。

もう一つ、重点目標と具体的事業が分かれているが、どちらも、委員会で変えていく事項となるのか。細かいところを見てこれだけのものを検証して案として上げていくにはあまりにも膨大過ぎると思う。

●事務局 一つ目の質問については、今後の参考とさせていただく。

二つ目の質問について、あくまで、委員会として議論していただきたいのは、基本理念・基本目標・重点目標などの大項目である。そちらをこの会議で議論していただきたい。

○委員 これからの地域活動や防災活動のことも考えると、女性区長の需要が高まってきている。女性から見た防災訓練などを議論してもらい、様々な意見を出すことによって町も活性化するのではないかと思う。

また、DVの事について、実際に見たわけではないが暴力と思われる声が聞こえてくることもある。

あくまでも被害者が申告しなければ、問題が発生しない訳で、我々はどうのように町の方に報告したらいいのだろうか。保健福祉課にそういつ

た情報は入れたほうが良いのか。

●事務局

保健福祉課に情報を頂きたい。

○委員

基本目標の I について、良かった点として男女平等教育の推進が挙げられているが、人権と男女平等を一緒に考えてよいものなのか。

○委員長

一緒にしてよいと考えている。人権というのはいくつかの権利があるものの総称である。

そのうちの一つに男女平等権という人権がある。男女共同参画というのは男女平等を目指すためのツールと考えて良いので、男女平等教育は人権教育の一環として考えて良いはずだ。

ただ、個人的には道徳と人権は違うという考えもある。

○委員

道徳と人権など、そのあたりをどのような形で学校側が実施していけばいいのか。

○委員長

道徳は権利を教えない、人権は権利を教えると分けられるので基本的に性質が違う。しかし、教育現場では道徳の時間に人権教育を行っており、限られたコマの中でいかに人権教育をやるかという教育現場の苦心の技でもある。そのため、道徳の時間に人権教育を行うことに課題はあるのだが、やらないよりかはいいだろうと考える。その中で男女平等権、人権教育をすることが重要。

○委員

もう一点、人権や男女平等教育を子ども達に教える前に教員の方々の理解が重要だと思う。教える側が理解できず、偏見・差別をもっていれば、子ども達に伝えることができないため、このことについては、各学校、子ども教育課との連携を図りながら重点的に進めていっていただきたい。

○副委員長

学校教育に関して、ポイント案ではジェンダーフリーな教育方針であるべきとあるが、この言葉が出てきた根拠は何か。

ジェンダーフリーとなると学校教育の中で、行き過ぎた捉え方をされてしまう可能性がある。例えば、男女一緒に教室で着替えをすることや身体測定を男女混合で行うなどが挙げられる。

保護者や町民等の中で聖籠町の学校教育はジェンダーフリーを基本にしているのかと捉えられても誤解が招かないのかと懸念を抱いた。

この言葉自体が教育未来課の方から出てきた言葉であれば、理解できるが、どこから出てきた言葉なのか。

○委員長

どこからというのははっきりしているか。

●事務局

ジェンダーフリーという言葉は、事務局が使った言葉であり、実際の教育現場から出てきた言葉ではない。

我々もそのような意図があったわけではなく、あくまで男性女性区別なく社会的に能力発揮できるようにということで記載させていただいた。

○副委員長 学校教育ではそのような事は十分理解して教育にあたっていると思う。

それでも、力の入れ具合が不十分だということであれば、ポイント案の中に記載しても構わないと思うが、根拠が曖昧なままポイントとして出されてしまうと現場の子ども教育課、教育未来課、各学校などが戸惑ってしまうのではないか。

●事務局 言葉の使い方や意味など教育委員会や子ども教育課と相談しながら十分注意したいと思う。

○副委員長 そもそもジェンダーフリーという言葉で置き換えられるのか。

○委員長 副委員長が心配されている体重測定の際、男女混合で行うことや男女ともに着替えるということは、あきらかにジェンダーフリーの考え方ではない。男女の体形の生物学的な違いに適合した側面なので、ジェンダーフリーというのはそういったことまで全て平等にしなければいけないわけではない。

ジェンダーというのは、基本的に社会が作り出した男女の役割分担であり、男女共同参画というのはジェンダーの概念を壊すためにやっている訳である。ジェンダーフリーという言葉を使った場合、男女共同参画を実施するというような言葉の意味になってくるため、学術的にみるとジェンダーフリーな教育方針というのは、今後とも維持していくべきであり、大多数の教職員が理解されているとは思いますが、中には理解されていない方も一定数はいらっしゃるため、ここはジェンダーフリーの教育方針であるべきというのは言うべきだ。

ジェンダーとは何かということを経済委員会の方から疑問点が出た際、表記して説明すれば方法効果、啓発効果が高まると思う。私としてはここがジェンダーフリーな教育方針であるべきというのは現場がやっているというのであればそれで良い。むしろ、ジェンダーフリーな教育方針は維持していくべきと思うためこういう言葉を使うべきだ。

○副委員長 それはそれで良いと思うが、政治の世界でもジェンダーフリーという言葉の概念について、問題となったことがあったため懸念を抱いた。

言葉の本当の深い意味を分からずに、行き過ぎたものが考えられてしまうという場合もあるため、あえてその言葉を使ってポイントとして出すならば、質問された際、正確に答えられるようにしておいていただきたい。それなりに言葉を吟味し、このような定義なのだということを誤解が招きそうな時には説明出来るようにするべきだ。

●事務局 ごもつともである。であれば、ジェンダーフリーの考え方を計画に注記する形で考えたいがいかがか。

○委員長 第3次計画のジェンダーの言葉は説明書きとして、初めに記載してあるがジェンダーフリーという言葉は注意書きとしては書かれていなか

った。併せてジェンダーフリーという言葉に注記してよいと思う。

○副委員長 資料3のDVのことについて、重点目標が5と6の2つに別れるが、分ける必要があるのか。6を重点目標に掲げたとしても内容が膨らむのか疑問がある。

●事務局 新しく全庁的に行う事業として考えているため、新たに重点目標として、起こさせていただいた。

それだけではなく、安心して相談できる体制づくりということで、今一度、相談体制の連携や広報などの啓発にも、力を入れていく必要があるため、内容的にも十分膨らませられると考えている。

○副委員長 膨らませられるのであれば、分けても良いと思う。

ただし、重点目標は増えるほど、焦点がぼけてしまうため注意が必要。DVを許さないまちづくりというのは、それこそ当たり前前の事なので「DVを許さない町づくり」をあえてとってしまう方が良いのでは。焦点を絞り、取組みみを行う方が効果的である。

○委員長 他の委員の皆さまは、副委員長のご意見いかがか。

副委員長のご指摘の通り、私も、重点目標の数が多すぎる気がする。

○委員 ご意見の通り、焦点を絞った方が良いと思う。また、DVを許さないということは当然のため、敢えて掲げる必要もないはずだ。

○委員長 重点目標は多い方が良いというご意見もあっても良いと思うがいかがか。

○委員 重点目標が多いとかえって大変かと思う。

○委員長 ここは委員長裁定で、重点目標を5・6に分けず一つにまとめることとする。

ただ、性的な暴力という言葉が無くなっているが、何か意図があるのか。

●事務局 タイトルについては、保健福祉課の保健師の方と協議させていただき、実際に相談にあっている担当の意見として、DVを許さない町づくり、相談体制づくりに焦点を当てたいと協議した結果、性的な暴力の根絶も中に含んではいるのだが、表には出ていないという結果となった。

今の議論を踏まえ、タイトルについては現状のタイトルでもよいか。

○委員長 性的な暴力の根絶と相談してもらうことが大切であるため、根絶と相談できる体制づくりとしたいが長いか。

○副委員長 相談体制をつくるというのは方法であって、目標は根絶なのではないか。

○委員長 ごもっとも。タイトルについては、本日の議論を踏まえ揉んでいただきたい。

○委員 重点目標のⅡ-4について、男性の家事・育児・介護への参画とあるが、男女平等を押し出しているのに対し、男性の家事というように性別

をあえて入れる必要はあるのか。

男性の方がやっていないという事を前提に押し出していると思うが、この定義は良いのか悪いのかという面で疑問があった。

○委員長 この表現で良いと思う。というのも、日本社会で現在どういったことが起きているのかというと、男性と女性が共同して家事をするとすると、多くの男性はお手伝い感覚で良いという風潮がある。

そのため、女性が全部仕切った上で男性がそこにピースとして入ってくるというのが育児における男性の中での問題として指摘されている。

ご意見の通り、理想は男性と女性が共同して家事・育児・介護へ介入することであるが、今の日本社会の状況を考えると男性がさらに参画しないといけないというメッセージを出した方が良いと思っている。

○副委員長 男性の家事・育児・介護への参画の中の実際の事業を見ると、おにぎり教室や家計お勉強教室等があるようだが、重点目標に掲げることは重要だと思うが、事業が講座だけでは、重点目標にならないのではないかと。

●事務局 この件に関しては、事務局で検討させていただく。

また、現行計画を作成する際に、男性の家事・育児・介護の参画をするためにはどうしたら良いのかと議論になったと思うが、議論の末に、このような事業を展開している形のため、これ以上事業を拡充するということは、現実厳しいところがある。

町としても、頭を悩ませているところであるため、よろしければご意見を頂きたい。

○副委員長 要は、男性が夜遅くまで働かなければならない環境があげられると思う。社会がそれを支えてくれない。そこに問題があるのではないかと。

若い方がもう少し家事に入っていけるような取組みを聖籠町で出来るかどうか分からないが、少なくとも、町内企業に働きかけるなどがあっても良いと思う。

●事務局 育児休業・休暇が改正されたこともあり、県などもPRしているかと思うが、そういったものも含めて制度があるということを知っていただければと思う。

○委員 資料2-2の説明がなかったが、よく分からないので、今一度説明していただきたい。

●事務局 資料2-2については、現行計画の事業の一覧ということに加え、次期計画でも、引き続き事業を続けた場合何が必要になるのかということをもとめた資料になっている。ただこちらの資料は、計画の事業全てをまとめた資料となり膨大なため、時間の都合上、説明は控えさせていただきたい。

資料2-1では、事業に関する特によかった点と著しく改善が必要な点のみを抽出して、議論しやすいようにまとめた資料となっており、そ

ちらで説明させていただいた。

○委員 資料の中で、コロナの影響で事業が実施できなかったということもあるようだ。来年もコロナが続くと思うが同じように事業が出来ない可能性もあるのか。

●事務局 可能性はある。ただ、その時の社会情勢もあるが、ある程度感染症対策を行うことで実施していきたいと考えている。

町としても昨年まではほとんどの事業は中止であったが、今年度に入り、ある程度は感染症対策を取りながら、小規模でも事業を実施するという方向になっているため、次年度についても、実施できるものに関しては、コロナの状況を見ながら開催する方向で考えている。

議題3 職員意識調査アンケートについて 説明

○委員 アンケートをとったことで、町民へ男女共同参画を伝えていかなければいけない職員の意識をもっと上げていかなければいけないことが顕著化したと思う。

意識が上がらないと、上手く町民に伝えることが難しいと思うため、庁内での情報共有を心掛けていただきたい。

男性の方が女性よりも言葉の認知度が高いというのは、様々なメディア等で男性の家事への参画が注目を浴びていることなどから、男性の意識が高まっているのかと考えた。

また、アンケートを取ることは、良い試みだと思う。

○副委員長 資料3の5ページの点検内容では、業務の点検と計画の策定のときに男女共同参画の視点が入っているかどうかを盛り込むことになっている。

アンケートが根拠になっているため、良いと思ったのだが、今まで男女共同参画の視点が入らなくても、きちんと仕事をやったという自負心を持ってらっしゃる方々が多いなか、こういった事にも意識を向けていかなければいけないとなると懸念の半面もあるかと思う。

そのためにも、なおさら職員の意識の向上が重要となってくるだろう。

○委員長 小中学校の結果では、緑の部分も多い。先生方への教育も必要だと思った。

議題4 委員事前アンケートについて 説明

○委員 現在女性の区長は何名か。

- 事務局 今年度については2名である。
- 阿部委員 自分の集落では、積極的に女性に区長をお願いしているが、やはり、集落において区長の選任の考え方には違いがあると感じた。
- 委員 事前アンケートを次期計画へ反映するために実施したと思うのだが、どのような形で反映されているのか、落とし込んでいくのか。
- 事務局 いただいた意見をもとに、事務局で現時点での対応について回答つくらせていただいた。意見を町として検討させて頂き、検討結果をもとに回答として示し、この場で揉んだものをさらに次期計画に反映させたいと考えている。
意見に対する回答としては資料のとおりであるが、この委員会でさらに力を入れてくべきだというご意見が出た場合、さらに意見を計画に反映していくべきだと考える。
- 副委員長 今のお話であれば、意見が強ければ計画に反映されていくということか。そのことについて一つ一つの意見を揉むのは次回なのか。
- 事務局 今回である。
- 副委員長 資料5が次回の資料を作るためのたたき台となるならば、本来、一つ一つ意見を書いた委員から主旨を説明していただき、内容について揉むべきであったのではないか。今の話を聞く限り、理解できなかった。
議題の最後ではなく1番最初に議論すべき内容だったのではないか。
- 委員長 次回、答申書案を作っていただくと思うが、そこで、委員の意見内容はどこに反映されたのか明記していただく形で資料をつくっていただくことは可能か。
- 副委員長 それもいいとは思いますが、はたしてそうなのかと。委員会の意見なのか、ただ個人の意見なのか、話合われないままに取捨選択され、盛り込まれるとなると責任が重大だと感じる。
- 委員長 この点に関しては、次回も揉むことにする。これまでに出された意見をまとめ、次回委員会で意見を整理していきたい。